



# KPMG トルコ ジャパンデスク ニュースレター 2017年5月号



# 税務最新動向

## 法人税、個人所得税の減免

金融、銀行、保険分野セクター等を除き、下記の要件を満たす者は、個人所得税及び法人税の課税所得の計算上、その年収または課税所得の 5% が控除される。

- ✓ 過去 2 年間に期間内に納税が完了していること
- ✓ 過去 2 年間税務調査の対象となっていないこと
- ✓ 過去 4 年間税法 359 条に違反していないこと

控除額は 100 万トルコリラを超えることはできない。  
この減免は 2018 年 1 月以降にの申告に適用される。

## 外国人へ不動産を売却した場合の VAT の免除

VAT の免除は、下記の要件を満たす場合に適用される。

- ✓ 労働や居住許可証を得て、6 年以上海外に住んでいるトルコ市民
- ✓ トルコに居住していない外国人
- ✓ トルコに拠点がなく、恒久的施設または恒久的代理人を通してトルコで収入がない非居住者法人

もし誤ってこの免除を適用した場合は、売手、買手共同でペナルティを支払う義務を負う。また、買手は少なくとも 1 年以上不動産を保有する義務を負う。  
この免除は 2017 年 4 月以降の取引に適用される。

## 財源使用税(RUSF)の改定

海外からのトルコリラ建て借入にかかる財源使用税は、借入期間が 1 年未満の場合は利

息に 1%、1 年以上については 0% となる。(従来は 3%)

この新しい料率は 2017 年 3 月 13 日から適用される。

## 個人年金制度

2017 年 1 月 1 日から、45 歳未満のトルコ市民である従業員は、原則として個人年金制度に自動加入となった。

社会保険料の対象となる所得の 3% が年金制度への最低拠出額になるが、従業員はより多くの拠出を選択することも可能である。雇用主は、遅くとも給与支払日の翌日に、拠出金を控除して年金会社に拠出する義務がある。義務を怠ると雇用主は従業員の損失を補填する必要がある。

従業員は、年金制度の加入日から 2 ヶ月以内に制度から離脱することが可能であり、そ

の場合累積拠出額と投資収益は従業員に払い戻される。

1,000人以上の従業員を有する法人では、2017年1月1日から自動加入となっている。

250~1000人の場合は2017年4月1日から、100~249人の場合は2017年4月1日から自動加入となる。

## 投資インセンティブ制度の改定

### 2017年度の投資にかかる減税枠の増加と適用税率の低下

2017年度に実行された投資支出については、法人税の減税枠は、戦略的・地域的投資の場合投資支出額の70%、投資額50百万以上の大規模投資の場合80%とされ、このような適用される法人税率は0%となる。

### 特定地域での奨励策

トルコ東部と南東部の23の州を対象とした奨励策が2017年1月11日に閣議により決定されている。

対象となる投資は以下のとおりである。

- ✓ 製造業
- ✓ コールセンター
- ✓ データセンター

### VATの減免及び還付

機械設備の国内調達及び輸入に加えて、ソフトウェア及び無形資産の購入及び使用についてもVATの還付、免除の対象となった。

### 特定の製造業の投資にかかる特別な奨励策

特定の製造業（食品および飲料、タバコ、繊維、紙および紙製品等）については、以下の奨励策が適用される。

- ✓ 建物にかかるVATの還付
- ✓ 地域別、大規模、戦略的投資インセンティブについて、法人税の減税枠が15%増加し、適用税率は0%になる。

## 監査トピック

### EUにおける監査人のローテーション制度導入とトルコでの影響

2014年4月3日、欧州議会は欧州企業に10年から24年の間隔で新しい監査人を任命する新たなルール採用した。新しいルールでは、原則として10年毎に「社会的影響度の高い事業体 (Public Interest Entities)」は監査人を変更することになる。ただし、入札による監査人の決定や、複数の監査人による共同監査を行う場合は、より長い期間同一の監査人を継続することが可能である。社会的影響度の高い事業体には、銀行、保険会社、上場企業が含まれる。

ローテーションは以下の時系列で実施される。

- ✓ 監査関与期間が20年超の場合は移行期間は6年間(2020年からローテーション)
- ✓ 監査関与期間が11年～19年の場合は移行期間は9年間
- ✓ 監査関与期間が11年未満の場合は移行期間は12年間

トルコではすでに2013年の新会社法施行時に監査人のローテーション制度は導入されており、監査関与期間が7年間経過した場合、少なくとも3年間は別の監査人を任命する必要があるが、この新しいルールは、非EU加盟国の子会社にも影響を及ぼすため、トルコで7年間のローテーションが実施されているにもかかわらず、別途EU所在の親会社のローテーションの影響をうける可能性がある。

また、上記のルールでは監査人の独立性を確保するために、監査人は一定の非監査業務を制限されるが、トルコでは、監査人が税務関係以外のサービスを提供することを禁じられており、状況が異なっていることに留意が必要である。

# 日本企業トピック

## トルコ企業のM&A 後に日本企業が直面するレポート上の問題

トルコ企業を買収またはトルコ企業との合併後には、業務委の効率化し、適切な情報提供を行うために、さまざまな統合作業が必要となります。特にビジネスに必要な情報の適時の提供、本社へのレポートで問題を抱える日本企業が多いのが現状です。この問題を解決するためには、新しいプロセスとコントロールの導入、会計システムの活用、組織再編を行うことが必要となります。

### レポート上の問題点

- ✓ 現地担当者の国際会計基準の理解不足
- ✓ 親会社への報告期限への対応
- ✓ 原価計算に関する問題
- ✓ トルコ企業の組織構造
- ✓ ファミリー企業に起因するコンプライアンスの欠如
- ✓ 外部会計監査及び内部監査の欠如
- ✓ 現地マネジメントの原価計算、財務報告への低い意識
- ✓ 脆弱な内部統制

### 解決すべき点

Process	Risk and Controls	Systems and Technology	People / Organization
プロセスに一貫性がない	コントロールが多すぎる又は適切ではない	複数のシステムを使用	役割と責任が不明瞭
スプレッドシートを過度に使用	事後コントロールに依存	システム間が統合されていない。	トレーニングが不十分
業務が自動化されていない	予防的なコントロールの欠如	システムのすべての機能を使用していない	関与する人間が多すぎる。または不適切な人間の関与。
部門間の非協力			ガバナンス構造が未成熟
手続きが定義されていない			

## レポートプロセスを改善することの利点

- ✓ 財務報告の信頼性をアップ
- ✓ ビジネス活動にタイムリーな情報を提供
- ✓ 決算処理にかかる時間を削減
- ✓ コントロールと文書化を強化
- ✓ 標準化と透明化による簡素化
- ✓ 経理部門の権限強化

## どう改善するか

- ✓ 現段階のスケジュール、ボトルネックの把握
- ✓ 問題点について、現実的な解決策を特定
- ✓ トップダウンで関連する部門での問題点及び解決策の共有
- ✓ 繼続的なモニタリング

# Contacts



**Hakan Orhan**

KPMG Turkey Japan Desk Leader  
E : [horhan@kpmg.com](mailto:horhan@kpmg.com)  
T : +90 532 300 4747



**Kazuyuki Yoshihara**

KPMG Turkey Japan Desk Manager  
E : [kazuyukiyoshihara@kpmg.com](mailto:kazuyukiyoshihara@kpmg.com)  
T : +90 530 527 1370

## **Istanbul**

Rüzgarlıbahçe Mh. Kavak Sk. No:29  
Kavacık 34805 Beykoz / İstanbul / Turkey  
T: +90 216 681 9000

## **Ankara**

The Paragon İş Merkezi Kızılırmak Mah. Ufuk  
Üniversitesi Cad. 1445 Sok. No:2 Kat:13  
Çukurambar 06550 Ankara / Turkey  
T: +90 312 491 7231

## **Izmir**

Heris Tower, Akdeniz Mah. Şehit Fethi Bey Cad.  
No:55 Kat:21 Alsancak 35210 Izmir / Turkey  
T: +90 232 464 2045

**[kpmg.com.tr](http://kpmg.com.tr)**  
**[kpmgvergi.com](http://kpmgvergi.com)**



The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2017 Akis Bağımsız Denetim ve SMMM AS., a Turkish corporation and a member firm of the KPMG International Cooperative. All rights reserved. Printed in Turkey.

The KPMG brand and KPMG logo are registered trademarks of the KPMG International Cooperative.